

京都市上下水道企業管理規程第1号

京都市上下水道局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成17年4月1日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

京都市上下水道局職員給与規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局職員給与規程の一部を次のように改正する。

第43条第1号中「職員の分限に関する条例」を「京都市職員の分限に関する条例」に改める。

附則に次の4項を加える。

4 第20条第1項の規定にかかわらず、京北町の区域の編入の日の前日に同町の職員であった者で引き続き上下水道局の職員として採用された者（以下「旧京北町の職員」という。）に支給する平成17年4月分から平成20年3月分までの調整手当の月額を、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる割合とする。

- (1) 平成17年4月分から平成18年3月分までの調整手当 100分の6
- (2) 平成18年4月分から平成19年3月分までの調整手当 100分の7
- (3) 平成19年4月分から平成20年3月分までの調整手当 100分の8

5 旧京北町一般職の職員の給与に関する条例及び旧京北町職員の特殊勤務手当に関する条例の規定により京北町の職員であった者に支給することとされていた平成17年3月分の超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び日宿直手当並びに特殊勤務手当は、当該者に対し、これらの条例の例により支給する。

6 旧京北町の職員に対する第34条第2項の表(6)の項の規定の適用については、同項の承認を与える期間中「をいう。以下同じ。）」とあるのは「をいう。以下同じ。）」

及び病気休暇（旧京北町職員の勤務時間，休暇等に関する条例の規定により取得した病気休暇をいう。以下同じ。）」と，「病気休務の期間（病気休務）」とあるのは「病気休務又は病気休暇の期間（病気休務及び病気休暇）」とする。

- 7 前3項に定めるもののほか，旧京北町の職員の給与の支給等に関し必要な事項は，別に定める。

附 則

この規程は，公布の日から施行する。

（上下水道局総務部職員課）